

新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

1 経緯

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会及び県立社会教育施設への周知、徹底を図ってきた。

2 臨時休業から再開までの動き

(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(ア)から(ウ)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

(ア) 県立学校は、6月1日から教育活動を再開する。

(イ) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。

(ウ) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

(2) 県立社会教育施設の対応について

ア 3月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月15日まで臨時休館等とした。(図書館は、サービスの一部(窓口及び郵送(有料)による予約図書等の貸出及び返却、並びに電話、ファクシミリ、インターネットによる検索・調査相談)を継続、金沢文庫は、改修工事のため休館)

イ 3月11日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、3月末まで臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

ウ 3月24日に、引き続き感染拡大を防ぐ観点から、期限を定めず当分の間、臨時休館等を延長した。（図書館は、サービスの一部を継続）

エ 4月7日に、特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（以下、「県実施方針」という。）が出されたことから、4月8日に、8月31日まで臨時休館等とした。（図書館は、サービスの一部を継続）

オ 4月10日に、県実施方針が改定され、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請が出されたことから、4月12日に、図書館において臨時休館中も実施してきたサービスのうち、窓口で行っている予約図書等の貸出及び返却を5月6日まで休止とした。

カ 5月5日に、県実施方針が改定されたことから、図書館の窓口で行う予約図書等の貸出及び返却の休止を5月31日まで延長した。

キ 5月25日の、国の緊急事態宣言解除を受け、新型コロナウイルス感染症に対する万全な拡大予防対策を講じた上で、以下の(ア)から(ウ)のとおり段階的に再開館することとした。

(ア) 県立図書館及び川崎図書館については、予約貸出及び返却のための窓口サービスを5月27日から先行実施し、6月9日から再開館する。

(イ) 歴史博物館、金沢文庫（一部）、近代美術館（一部）については、6月9日から再開館する。

(ウ) 生命の星・地球博物館については、施設内の燻蒸作業完了の後、7月1日から再開館する。

ク 5月26日に、県立の図書館や博物館で実施する感染拡大予防対策の共通事項をまとめた「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を各施設に通知した。これを受け、各施設では、ガイドラインに基づき具体的な対策マニュアルを作成した。

3 県立学校及び市町村立学校における再開後の対応

ア 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除（ステップ2へ移行）されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン（高等学校・中等教育学校）」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(ア)及び(イ)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

(ア) 「分散登校Ⅱ」（6月22日～27日）及び「時差短縮Ⅰ」（6月29日～7月4日）までは、当初の予定の通りとする。

(イ) 「時差短縮Ⅱ」（7月6日～8月29日）の期間中である、7月上旬（6月19日から概ね3週間後）における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

イ 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について（通知）」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(ア)から(エ)のとおり策定し、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

- (ア) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。
- (イ) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等に表示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。
- (ウ) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。
- (エ) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施する。

ウ 7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(ア)から(オ)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

- (ア) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

- (イ) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題(読み・書き・意味)において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。
- (ウ) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。
- (エ) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。
- (オ) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動(与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査)については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。
- エ 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況に関する評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(ア)から(ケ)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

- (ア) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね 30 分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の 8 時 50 分から概ね 9 時 20 分以降とする。）を実施する。
- (イ) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。
- (ウ) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。
- (エ) 「時差通学」の継続については、原則として概ね 3 週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。
- (オ) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- (カ) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7 月 3 日付けで通知）等に基づき実施する。
- (キ) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。
- (ク) 県立特別支援学校については、5 月 22 日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。
- (ケ) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。

4 今後の対応

引き続き、国の動向把握に努めるとともに、県内罹患者の状況や県対策本部の方針を踏まえ対応していく。県立学校については、児童・生徒の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを実施していく。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染拡大予防対策を講じ運営していく。

新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の予算措置等について

1 県立学校における対応状況

時期	内容		予算額
臨時 休業中 (3/2～)	感染症 対策	感染拡大防止対策のためのマスク・消毒液等の購入【4補】	2億4,759万円
	学習 支援	臨時休業中の学習機会への対応(GIGAスクールの推進)【4補】	3億2,860万円
	家計 支援	家計が急変した生徒に対する学習機会の保障 (高校生等奨学給付金等)	既決予算対応
		臨時休業に伴う県立高校修学旅行、姉妹校交流事業等キャンセル料【4補】	4,671万円
	その他	県立特別支援学校における給食キャンセル料の補填【当初その2】	1,661万円
学校 再開 (6/1～)	感染症 対策	感染症対策用品など学習環境の整備に必要な経費【6補】 (サーモグラフィー等)	5億3,223万円
		特別支援学校生徒の通学環境対策の実施【4補、6補】 (ジャンボタクシー)	6,809万円
	学習 支援	補充のための授業に係る非常勤講師の任用【4補】 (夏季4週間)	4億1,651万円
		補習等を実施するための学習指導員の配置【4補、6補】 (ハイスクール人材バンク)	8,400万円
	心の ケア	臨時休業により不安定な精神状態にある生徒への対応するため、学校再開後1カ月のスクールカウンセラーの追加配置【4補】	751万円
	家計 支援	高校生等奨学給付金【6補】 (オンライン学習に係る通信料の上乗せ)	1億1,272万円
		県立高校修学旅行、姉妹校交流事業等キャンセル料【6補】	1億8,245万円
	その他	夏季休業期間中の授業実施に向けた給食実施委託【4補】	1,243万円
		夏季休業期間中の送迎用スクールバス委託【4補】	1億290万円
		暑さ対策としての扇風機等の購入	既決予算対応
		全国大会代替大会開催事業費補助【6補】	1,000万円
県立特別支援学校給食緊急奨励費【6補】		300万円	
合計			21億7,135万円

2 市町村立学校等への対応状況

時期	内容		予算額
臨時休業中	感染症対策	公立幼稚園マスク等購入費補助【4補】	2,461万円
	学習支援	朝のTVホームルーム	既決予算対応
		GIGAスクールの推進に係る事務指導費【4補】	200万円
学校再開	学習支援	教員の追加配置	4億3,309万円
		補充のための授業に係る非常勤講師の任用【4補】 (夏季4週間)	1億7,203万円
		スクールサポートスタッフの配置【4補、6補】	5億2,510万円
		補習等を実施するための学習指導員の配置【4補、6補】	22億1,782万円
	心のケア	臨時休業により不安定な精神状態にある児童・生徒への対応するため、学校再開後1カ月のスクールカウンセラーの追加配置【4補】	2,781万円
		臨時休業により不安定な精神状態にある児童・生徒への対応するため、学校再開後1カ月のスクールソーシャルワーカーの追加配置【4補】	496万円
		臨時休業における生活の変化等における不安や不登校等の対応にかかる、フリースクールとの連携強化【4補】	2,218万円
合計			34億2,960万円

3 社会教育施設における対応状況

時期	内容		予算額
施設再開	感染症対策	本の消毒器の購入	既決予算対応

4 教育委員会事務局における対応状況

時期	内容		予算額
随時	感染症対策	職員厚生管理費（消毒液等）	既決予算対応
	その他	内定取消者等緊急雇用事業費	

※ 既決予算対応：随時執行

当初その2：4月1日以降執行

4補：4月補正予算、4月24日以降執行

6補：6月補正予算（その2）、7月10日以降執行

※ このほか、感染拡大防止対策のために必要な物品については、当初予算の維持運営費など既決予算の中で各学校が必要に応じて執行できるように措置している。これにより、各学校では、消毒作業用の使い捨て手袋やフェイスシールド等を購入し、活用している。

県立学校の再開等に向けての対応について

1 【校内の消毒作業及び清掃等の対応】

	日付	項目	内容	通知者	通知先
1	R2. 5. 22	共用部分等の消毒対応及び校内の清掃について	高第1489号通知「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」送付	教育長	各県立高等学校長・各県立中等教育学校長・各県立特別支援学校長
2	R2. 5. 29	感染症対策の徹底について	事務連絡「6月1日からの教育活動の再開に当たっての感染症対策等の徹底について」送付	指導部長	各県立高等学校長・各県立中等教育学校長
3	R2. 7. 10	教員による校内の消毒作業	高第2016号通知「県立高校等の今後の教育活動に関する留意事項について」送付	高校教育課長	各県立高等学校長・各県立中等教育学校長
4	R2. 7. 10	清掃活動に係る消耗品や衛生用品の予算措置について	高第2016号通知「県立高校等の今後の教育活動に関する留意事項について」送付	高校教育課長	各県立高等学校長・各県立中等教育学校長

2【学校宛のマスク等配付対応】

○購入分

No	日付	配付物	配付先	総配付数量	平均配付数/ 1校当たり	備考
1	4月15日～	不織布マスク	高校・中等	82,950枚	592枚	・保健体育課購入
			特別支援学校	23,050枚	794枚	
			予備	4,000枚		
2	5月25日～	非接触型体温計	高校・中等	105本		・保健体育課購入 ・1本も所持していない学校 用に購入
			特別支援学校	16本		
			予備	3本		
3	6月1日～	布製マスク (水着素材)	高校・中等	26,900枚	192枚	・保健体育課購入 ・教員用
4	6月17日～	不織布マスク	高校・中等	70,000枚	500枚	・保健体育課購入
			特別支援学校	617,000枚	21,275枚	
5	6月22日～	アルコール消毒薬	高校・中等	1,400 ^{リットル}	10 ^{リットル}	・保健体育課購入
			特別支援学校	8,570 ^{リットル}	295 ^{リットル}	
			予備	30 ^{リットル}		
6	7月13日～	不織布マスク	高体連、中体連、高野連、高ゴ連	49,500枚		・文部科学省配付

○寄付分

No	日付	配付物	配付先	総配付数量	平均配付数/ 1校当たり	備考
1	4月1日～ ほか	次亜塩素酸水	高校・中等	3,920 ^{リットル}	28 ^{リットル}	・民間より寄付
			特別支援学校	2,118 ^{リットル}	73 ^{リットル}	
2	7月10日～	不織布マスク	高校・中等	51,700枚	369枚	
		フェイスシールド	特別支援学校	6,600枚	227枚	
		プラスチックガウン	高校・中等	3,770枚	26枚	
			特別支援学校	1,230枚	42枚	

3【今後の対応】

感染症対策用品など学習環境の整備に必要な経費として、1校当たり300万円の6月補正予算を措置しており、今後、サーモグラフィー等の各学校のニーズに応じて購入活用を進める。

なお、6月補正予算成立前にかかった経費についても、既決予算の維持運営費にて随時対応している。また、維持運営費に不足が生じた場合は、他事業からの流用や補正予算措置を検討する。